

屋外広告物許可申請書

年 月 日

始良市長 殿

申請者 住所（事業所の所在地）（〒 - ）
氏名（事業所の名称及び代表者）

印

電話番号

屋外広告物を表示したい（屋外広告物を掲出する物件を設置したい）ので、関係書類を添えて申請します。

※広告物の種類			数量	個(枚)	
形状及び寸法	1個(枚)当たり				
	縦	m	横	m	
	表示面積		表示面積		m ²
	地上からの高さ		m		
材料又は材質			照明装置	有（外照・内照） 無	
表示又は設置の場所	市 町 字 番地		郡 村 丁目 番 号		
	用途地域				
	※禁止又は制限の地域区分	第1種禁止地域 第1種制限地域	第2種禁止地域 第2種制限地域	第3種禁止地域 第3種制限地域	
表示又は設置の期間	年 月 日から		年 月 日まで（ 間）		
管理者	氏名 電話番号				
工事施工者	住所（〒 ）		屋外広告 業の登録	鹿児島県屋外広告業登録 第 年 月 日	
	氏名			印	
工事の期間	年 月 日から		年 月 日まで（ 間）		
他の法令による許可等	許可の種類別	根拠法令	許可番号	許可年月日	備考
	工作物確認	建築基準法			
	道路占用許可	道路法			(国, 県, 市町村道)
	道路使用許可	道路交通法			
	その他()				
添付書類	1 形状、寸法、材料及び構造を表した図面（建物利用の場合は建物との関係を表示すること。） 2 意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積を表した図面 3 表示又は設置の場所の見取図（付近の道路又は鉄道までの距離を表示すること。） 4 自己が所有し、又は管理する土地及び建物以外の土地及び建物に表示し、又は設置する場合は、土地及び建物の所有者又は管理者の承諾があることを証する書面 5 その他（ ）				
※手数料額			受付印	許可印	
※許可の条件					
備考	1 申請者は、※印の欄には記入しないでください。 2 申請書の記入欄が不足する場合は、別紙としてください。 3 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、始良市長に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、始良市を被告として(訴訟において市を代表する者は始良市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。 4 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。				